



松総行第95号

令和2年6月26日

松本市議会議長 村上 幸雄 様

松本市長 臥雲 義尚



### 議会からの政策提言への対応方針について

貴市議会から令和2年5月13日付け松議第27号により政策提言のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

#### 1 政策提言事項

- (1) 投票環境整備と若者の政治参加に関する提言（総務委員会）
- (2) 不登校児童生徒等に対する支援のあり方に関する提言（教育民生委員会）
- (3) 文化財の持続可能な活用－保存・管理サイクルの構築に関する提言（教育民生委員会）
- (4) 松本市商業ビジョンをふまえた中心市街地活性化に関する提言（経済地域委員会）
- (5) 松本市自転車利活用推進計画（仮）策定に関する提言（建設環境委員会）

#### 2 政策提言への対応方針

別添のとおり

## 政策提言への対応方針

### 1 投票環境整備及び若者の政治参加に関する提言（総務委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>(1) 移動投票所の導入</p> <p>交通弱者に配慮し、地域格差を是正するため、中山間地域を始め、必要な個所に移動投票所を導入してください。</p>	<p>(1) 担当課 選挙管理委員会事務局</p> <p>(2) 現状</p> <p>ア 高齢者を中心に投票所まで行くことができない有権者（交通弱者）が増えています。</p> <p>イ 福祉サービス提供事業所による送迎等を利用して投票したい場合、一定の要件を満たさなければ利用できません。</p> <p>ウ 郵便投票制度は、国の基準により障害の程度や介護認定状況が厳格に定められているため、誰もが利用できる制度ではありません。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>先進市町村を参考にしながら、早期導入に向けて、実施計画第51号により、設置場所の選定、必要な人員、機材等の確保について、検討してまいります。</p>
<p>(2) 駅への投票所の確保</p> <p>松本駅再開発計画及び村井駅改修事業にあわせて投票所スペースを確保してください。</p>	<p>(1) 担当課 選挙管理委員会事務局</p> <p>(2) 現状</p> <p>ア 松本駅自由通路に期日前投票所を設置していましたが、投票者及び選挙事務従事者の健康面への配慮から、2019年7月の参議院議員通常選挙から冷暖房設備が整った松本バスターミナルへ移設しました。</p> <p>イ 市南部方面の期日前投票所は未設置です。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>ア JR及び庁内関係課と協議・調整の上、松本駅及び村井駅での投票所スペースを確保し、期日前投票所の開設を目指します。</p>

<p>(3) 主権者教育の充実</p> <p>高等学校への啓発活動の継続や不在者投票制度の周知など、小中学校、高等学校の主権者教育を充実してください。</p>	<p>(1) 担当課 選挙管理委員会事務局</p> <p>(2) 現状 次の取組みを行っています。</p> <p>ア 模擬投票、出前授業の実施</p> <p>イ 市内高校生に啓発チラシ及び啓発文具を配付（全生徒1万人）</p> <p>ウ 期日前投票所における高校生の立会人の公募</p> <p>エ 議場を活用した模擬議会の開催</p> <p>オ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの開催</p> <p>(3) 対応方針 県選挙管理委員会と協力し、模擬投票や出前授業の実施などを高等学校のほか、小中学校へも積極的に働きかけ、啓発に努めます。</p> <p>また、不在者投票制度について、啓発文具と一緒に配付する啓発チラシに掲載し、周知します。</p>
<p>(4) 市内大学への期日前投票所の設置</p> <p>市内の大学に期日前投票所を設置し、主権者教育の一環として運営に大学生が関わるとともに、不在者投票の周知・啓発に努めてください。</p>	<p>(1) 担当課 選挙管理委員会事務局</p> <p>(2) 現状</p> <p>ア 信州大学は、9割の学生が本市に住民登録がなく、期日前投票所の設置は難しいことから、昨年7月の参議院議員通常選挙より大学生の啓発グループが不在者投票手続きの支援活動を自主的に行っています。</p> <p>イ 松本大学の周辺地域には、期日前投票所が3カ所（松本合同庁舎・波田支所・梓川支所）あります。松本大学への新規設置には、市全体の配置バランス、他の期日前投票所の廃止、経費面等での検討が必要となります。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>ア 信州大学については、啓発グループとの連携、支援により、不在者投票の周知に力を入れるとともに、滞在地投票</p>

	<p>手続きの促進に努めます。</p> <p>イ 松本大学については、大学と連携し、移動投票所の導入を検討します。投票所の運営に大学生が関わる形で調整し、実施します。</p> <p>また、松本大学内への期日前投票所の固定設置については、移動投票所の実績を見ながら、今後、選挙管理委員会で検討してまいります。</p>
--	---

政策提言への対応方針

2 不登校児童生徒等に対する支援のあり方に関する提言（教育民生委員会）

提 言	現状及び対応方針
<p>「未然防止・早期発見・適切な支援」の体系的な流れを整理した不登校児童生徒への支援にかかる基本方針・アクションプランの策定</p>	<p>不登校児童生徒への支援体制を、より一層効果的に展開するため、現在の支援体制を整理し、令和2年度中に、学校指導課が主体となり、学校関係者、庁内関係課でチームを組み、不登校児童生徒への支援にかかる基本方針を策定します。</p>
<p>(1) 中核市移行を見据えた教職員研修のあり方</p>	<p>(1) 担当課 教育部学校指導課</p> <p>(2) 現状</p> <p>ア 県が実施する研修を、総合教育センターや教育事務所等で受けています。</p> <p>イ 不登校児童生徒に対する支援の内容が含まれる総合教育センターでの生徒指導研修は10講座ありますが、希望研修であり、受講率は高くありません。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>ア 中核市移行後の教職員研修は、県に委託し実施する予定で進めています。</p> <p>イ 現在10講座ある生徒指導研修を、業務や年代で区分し、必修とすることで、確実に質の高い研修を実施し、受講させることができます。</p> <p>ウ 市独自で研修を実施することが可能になりますが、施設確保の課題の他、研修を運営していくには指導主事の増員が必要であり、現状では教職員研修を独自に行うことは困難です。今後、県との調整を進めていきます。</p> <p>エ 希望研修の中で松本市独自の研修を取り入れていくことを検討します。</p>
<p>(2) 学習機会の確保と学習評価の改善</p>	<p>(1) 担当課 教育部学校指導課</p> <p>(2) 現状</p> <p>ア 学習機会については、中間教室や自立支援教員による学習支援が行われて</p>

	<p>います。</p> <p>イ 不登校児童生徒の学習評価については、学習課題の提出率や挙手、発言の状況の把握が不可能であること、試験が受けられないなどの理由で、評価を付けない実態がありました。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>ア 中間教室、自立支援教員による学習支援や新たな不登校を生まないための児童生徒、保護者への支援を継続します。</p> <p>イ 文部科学省からの指導で、意欲面での評価は宿題の提出率や挙手の数ではないことが示されており、その点について学校訪問等でも継続指導していきます。</p> <p>ウ 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校環境や対応について助言していきます。</p>
<p>(3) 学校以外の多様な学びの場の確保と整理</p>	<p>(1) 担当課 教育部学校指導課</p> <p>(2) 現状</p> <p>ア 市内3カ所の中間教室（山辺中間教室、鎌田中間教室、あかり教室）で子どもの実態に応じた支援を行っています。</p> <p>イ 不登校支援アドバイザーや自立支援教員による、不登校児童生徒への継続的な支援を行っています。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>ア 不登校支援アドバイザー、学校、本人及び保護者との連携を深めながら、中間教室だけでなく、はぐルッポへの理解も深めるよう学校に指導し、引き続き支援していきます。</p> <p>イ 学校以外で社会的自立に向け努力を続けている児童生徒を支援するため、一定の要件を満たす学校以外の施設において指導を受けている場合は、指導</p>

	<p>要録上、出席扱いとし、学習を評価できるようにするためのガイドライン作成を進めていきます。</p>
<p>(4) 保護者、家庭に寄り添った支援・情報提供</p>	<p>(1) 担当課 教育部学校指導課</p> <p>(2) 現状 ア 市費のSSW(スクールソーシャルワーカー)1名、県費のSSW2名を配置し、家庭に寄り添った支援を行っています。 イ 医療機関と連携した元気up教育相談を年8回行い、情報提供及び継続的支援のきっかけとしています。</p> <p>(3) 対応方針 昨年度より相談会開催を年間7回から8回に、相談時間を1回につき50分から60分に延長しました。これを活かし、更に充実させていきます。</p>
<p>(5) 医療・福祉等の専門機関や地域とのネットワークによる切れ目ない支援</p>	<p>(1) 担当課 教育部学校指導課</p> <p>(2) 現状 ア 不登校支援アドバイザーの学校訪問において専門機関との連携や卒業後の支援方針について学校と懇談を重ねています。 イ あるぷキッズ支援室(こども福祉課)、児童相談所、松本圏域障害者相談支援センターWish等とつなぐことで、切れ目のない支援となるよう配慮しています。</p> <p>(3) 対応方針 今後も、毎週の処遇検討会議、あるぷキッズ3連絡会、要保護児童対策地域協議会実務者会議等で各機関との情報共有を進めていきます。</p>

政策提言への対応方針

3 文化財の持続可能な活用－保存・管理サイクルの構築に関する提言（教育民生委員会）

提 言	現状及び対応方針
<p>まちづくりや観光振興などの分野と連携した総合的な文化財活用の推進と保存・管理のための財源確保に向けたサイクルの構築</p>	<p>松本市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存活用に取り組んでいますが、まちづくりや観光振興等の分野との連携、財源確保に向けたサイクルの構築は不十分であり、今後取組みを進める必要があります。</p>
<p>(1) 文化財を適切に保存・管理しながら活用を図るための推進体制の整備</p> <p>庁内においてビジョンを共有し、保存・管理から活用まで総合的にマネジメントする体制を構築するため、部局横断型の課題対策チームを設置し、更に民間事業者や地域住民、関係団体等との連携に当たってのプラットフォームとして、活用の手法、アイデアをコーディネートする機能を持たせることが有効と考えます。</p>	<p>(1) 担当課 教育部文化財課</p> <p>(2) 現状 「まつもと文化遺産保存活用協議会」を設置し、市内の文化財の保存活用方策等について検討しています。</p> <p>(3) 対応方針 「まつもと文化遺産保存活用協議会」の充実を図るとともに、他の庁内連携の在り方について研究します。</p>
<p>(2) 文化財に関する専門的人材の育成と確保</p> <p>文化財関係職員（学芸員）並びに多様な知見や幅広い視野を持った職員の確保、配置された職員の専門性向上に向けた研修等の充実、文化財の魅力をわかりやすく発信し、文化財と社会をつなぐことのできる人材の育成が必要と考えます。</p>	<p>(1) 担当課 教育部文化財課</p> <p>(2) 現状 発掘調査経験者、学芸員資格保持者の確保に努めています。また、文化庁への派遣研修、文化財等に関する外部研修への参加、課内研修を実施しています。</p> <p>(3) 対応方針 引き続き専門的な知識を有する職員の確保に努め、庁内外の研修を活用した人材の育成を図ります。</p>
<p>(3) 活用という視点からの文化財情報の一元化・データベース化と情報発信の充実</p> <p>文化財の価値や魅力をわかりや</p>	<p>(1) 担当課 教育部文化財課</p> <p>(2) 現状 市ホームページ内に、市内の指定等文</p>

<p>すく整理してデータベース化し、多言語対応により、国内外に効果的に情報を発信していく必要があります。</p>	<p>化財の概要を紹介する「松本のたから」を作成しています。また、文化庁のポータルサイト「文化遺産オンライン」に市内の指定等文化財の情報を掲載しています。多言語対応は、市ホームページは7カ国語の機械翻訳、文化遺産オンラインは非対応です。</p> <p>(3) 対応方針 「松本のたから」の周知、充実を図ります。また、新たにSNSを活用した文化財の情報発信に取り組みます。</p>
<p>(4) 文化財活用センターとの連携 (体験型コンテンツの開発、インバウンド対策、新たなファン層の掘り起こし) 国立文化財機構文化財活用センターと積極的に連携を図っていくことで、活用に関する新たなノウハウの提供を受けることができると考えます。</p>	<p>(1) 担当課 教育部文化財課</p> <p>(2) 現状 文化財（博物館収蔵品）の保存措置について文化財活用センターの指導・助言を得ています。</p> <p>(3) 対応方針 基幹博建設及び開館後の展示に当たり、国有文化財の貸出し、デジタルコンテンツの活用等の連携について検討します。</p>

政策提言への対応方針

4 松本市商業ビジョンをふまえた中心市街地活性化に関する提言（経済地域委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>(1) 創業支援・事業承継支援                      ア 家賃補助期間の延長など、創業支援策のハードルを下げることを検討してください。</p>	<p>(1) 担当課                      商工観光部商工課</p> <p>(2) 現状                      新規開業家賃補助事業として2年間にわたる家賃補助を実施しています。                      1年目 3/10以内（上限8万円）                      2年目 2/10以内（上限6万円）</p> <p>(3) 対応方針                      商業ビジョンにおける重点事業の一つに創業に関する情報収集・共有及び伴奏型支援の実施を挙げていることから、利活用が可能な空店舗等に関する情報を民間とも連携しながら充実させるとともに、補助内容の拡充について検討します。</p>
<p>(1) 創業支援・事業承継支援                      イ 後継予定者が代替わり前に新たな事業展開を行う際の支援について検討してください。</p>	<p>(1) 担当課                      商工観光部商工課</p> <p>(2) 現状                      現状、後継予定者を対象とした特別な支援は行っていません。</p> <p>(3) 対応方針                      創業支援、事業承継を推進する組織としてR2年1月に創設した「松本地域事業者支援ネットワーク」における情報連携により、経営者の事業承継に関する実態把握に努めるとともに、事業承継を希望する経営者については、長野県の事業承継ネットワークに引き継ぎ、具体的な事業承継につなげます。                      また、販路拡大等、事業者による新たな取り組みを支援する目的で、R2年5月に創設した持続化支援補助金（新型コロナウイルス対策持続化支援事業）の拡充も含め、一層の事業者支援を図ります。</p>
<p>(2) 情報発信の技術的・人的な支援とサザンガクの活用                      ア 個店の情報発信支援として、</p>	<p>(1) 担当課                      商工観光部商工課</p> <p>(2) 現状</p>

<p>ホームページの開設、ブログの更新といった技術的・人的な支援を検討してください。</p>	<p>サザンガクはビジネス創出のためのICT拠点施設としてR元年11月に設置され、事業者のICT化支援にかかるセミナーや相談業務のほか、ビジネスマッチング等も含めた各種イベントを開催しています。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>セミナーを充実させることにより、自身でHP等が作成できるよう、技術的な支援を図るとともに、ICT技術をマーケティングに生かせる人材育成を行います。</p>
<p>(2) 情報発信の技術的・人的な支援とサザンガクの活用</p> <p>イ サザンガクと地元商店街とのマッチングを検討してください。</p>	<p>(1) 担当課 商工観光部商工課</p> <p>(2) 現状 現時点でサザンガクと地元商店街事業者との接点はあまりありません。</p> <p>(3) 対応方針 イベント性に富んだセミナーや講演会等の独自企画により、商店街事業者の利用を促進するとともに、商店街が抱える課題等をコワーキングに入居する企業のアイデアを使ってビジネス的に解決する仕掛けづくりを行い、異業種接点による新たなビジネスの創造を推進します。</p>
<p>(3) 商業施設の文化的な発信力を生かした活性策</p> <p>文化的な発信力の強い商業施設が存在しているなど、松本の「まちの魅力」を積極的にPRするとともに、好立地を活かした活性策について検討してください。</p>	<p>(1) 担当課 商工観光部商工課</p> <p>(2) 現状 魅力ある中心市街地を形成するためには個店の努力だけでは限界があることから、全体を面として捉えた街全体の活性化策の構築が急務となっています。</p> <p>(3) 対応方針 次世代を担う事業者と関係者が協働する場として「まちなか未来Talk」を創設し、様々な課題設定の下、まちのPR策や活性化に向けたアイデアを検討します。また、アイデアに基づき、小さな規模でテストを繰り返しながら改善していくことで、次世代を担う人材の発掘、育成を</p>

	図ります。
<p>(4) 専門家によるマーケティング調査・分析の実施</p> <p>個店のリサーチと評価、様々なカテゴリーによる整理、商店街の評価、商店街全体のプロモーションなどに関して、専門家によるマーケティング調査・分析を提案します。</p>	<p>(1) 担当課 商工観光部商工課</p> <p>(2) 現状 まちの将来像を検討するためには市内の商業環境が把握できる基礎データの蓄積が必要となることから、商業ビジョンではデータの収集と活用を重要施策の一つに位置付けています。</p> <p>(3) 対応方針 分析に必要なデータ項目、データ精度等の洗い出しを行った上で、令和5年度に予定している商業ビジョン中間検証のタイミングでの調査・分析の実施を検討します。</p>

政策提言への対応方針

5 松本市自転車利活用推進計画（仮）策定に関する提言（建設環境委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>(1) ヘルメットの着用 小中学校はヘルメット着用が推進されているが、自転車事故件数の多い高校生にも活用の奨励が望ましい。</p>	<p>(1) 担当課 建設部交通安全課 (2) 現状 令和元年中、自転車に関与する交通事故のうち、約4割を高校生が占めていますが、ヘルメット等の被害軽減器具を使用している高校生は僅かです。 (3) 対応方針 引き続き、自転車のルール・マナー向上のための啓発活動を推進していくとともに、高校及び生徒に対してヘルメット等の使用に係る周知・啓発を推進していきます。</p>
<p>(2) 自転車専用レーンの安心安全確保 朝夕の自転車通行者が増える時間帯での自転車専用レーンの駐車車両への対策</p>	<p>(1) 担当課 建設部交通安全課 (2) 現状 自転車専用通行帯上に駐車車両がある場合、自転車が車道上又は歩道上を通行しなければならず、交通事故を誘発する危険性が認められます。 (3) 対応方針 引き続き、警察に対して駐車違反取締の継続強化を要望するほか、ドライバーに対して、交通ルール・マナーの向上に関する啓発活動を推進します。 また、沿道の事業者に対しても、通学時間帯を避けた荷さばきや、来店車両に対する駐車場への誘導などを周知・協力依頼します。</p>
<p>(3) 損害賠償保険加入の促進 県の条例でも義務付けられているが広く周知することが必要</p>	<p>(1) 担当課 建設部交通安全課 (2) 現状 高校などでは生徒に対して保険への加入を周知していますが、社会人や高齢者など、未だに保険加入の義務化を認知し</p>

	<p>ていない状況が見受けられます。</p> <p>(3) 対応方針          広報誌、街頭啓発活動及び交通安全教室など、あらゆる機会を捉えて周知徹底を図っていくほか、学生の保護者に対しても継続して周知していきます。</p>
<p>(4) 車両整備の啓発と義務化          事故につながる可能性が大きくなる整備不良自転車についての啓発が必要</p>	<p>(1) 担当課          建設部交通安全課</p> <p>(2) 現状          交通安全教室などで運行前点検などについて周知していますが、未だに認知度は低く、整備不良が原因となる交通事故の発生も危惧されます。</p> <p>(3) 対応方針          今後も継続して周知・啓発を行うほか、自転車整備士が高校に赴き、出前点検を行う方策などについても検討していきます。</p>
<p>(5) 安全教育の充実          一方通行の道路や歩車分離交差点での自転車の交通法規など中・高校生への安全教育の充実</p>	<p>(1) 担当課          建設部交通安全課</p> <p>(2) 現状          交通安全教室などでは、「自転車安全利用五則」など、基本的な自転車ルールに関する啓発活動に重点を置いている傾向にあります。</p> <p>(3) 対応方針          本市は、城下町であり一方通行規制も多く存在するほか、歩車分離交差点の整備も進んでいることから、これらに関する自転車の交通ルールについて周知徹底を図っていきます。          また、自転車利用者に対する分かりやすい路面表示など、法令に従った安全な通行を促す対策も推進していきます。</p>
<p>(6) 駐輪場整備の促進          市内大規模店では駐輪場のないところもあり、歩道も含めて路上駐輪禁止区域においては駐輪できないことから自転車利用促進の妨げ</p>	<p>(1) 担当課          建設部交通安全課</p> <p>(2) 現状          中心市街地の駐輪場は、松本駅お城口広場に200台、アルプス口に58台の</p>

<p>になっている。</p>	<p>一時利用の駐輪場を設置し、元年度は、お城口広場 2, 251 台、アルプス口 645 台の利用がありました。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>ア 現在、アルプス口駐輪場は令和 2 年度、お城口は 3 年度に改修工事を予定しており、駐輪台数も増加する見込みです。</p> <p>イ 現在、イオンモール以外の大型店舗では、専用の駐輪場が少なく不十分な状況でもあるものの、店舗用の駐輪場については、本来それぞれの事業者が設置すべき事項でもあると考えます。</p> <p>また、中心市街地での小規模駐輪スペースについては、歩行空間の確保及び景観上の課題もありますが、利用しやすい駐輪スペースを確保することによって、自転車の利便性が更に高まると考えられますので、自転車を活用しやすい環境整備を引き続き検討してまいります。</p>
<p>(7) 自転車専用レーンの整備促進、ネットワーク化</p> <p>高校生からも自転車専用レーンのネットワーク化、延長を望む声も多く、より一層の整備促進が必要</p>	<p>(1) 担当課 建設部交通安全課</p> <p>(2) 現状</p> <p>本市は自転車通行空間整備を平成 18 年度から令和 6 年度までに 11 路線、延長 9, 350 m を計画しており、令和元年度までに 8 路線、延長 6, 270 m 整備を実施しました。</p> <p>これまでの計画では、歩道のある路線で、歩行者と自転車を分離することを目的として整備をしてきたため、ネットワーク化が図られていない路線があります。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>令和 3 年度までに策定を予定している、自転車活用推進計画において、現在の通行空間の状況を踏まえ、ネットワーク化について整備計画を検討します。</p>

	策定後、計画に基づき整備を進めます。
<p>(8) 無電柱化の促進</p> <p>路上拡張が困難な市街地では、自転車専用レーン確保のためにも無電柱化が望ましい。</p>	<p>(1) 担当課 建設部交通安全課</p> <p>(2) 現状 無電柱化については、多額に費用がかかることから、良好な景観や危機管理を目的に、道路改良事業と合わせて実施しているのが現状です。</p> <p>(3) 対応方針 自転車レーンを設置するためには、あわせて、歩行空間の確保が必要であることから、拡幅が困難な道路で、自転車レーン確保の目的だけで無電柱化を行うことは難しい状況です。</p>
<p>(9) サイクルポート設置場所の増加</p> <p>シェアサイクルのサイクルポートが増えることで、観光客の利便性向上に繋がる。</p>	<p>(1) 担当課 建設部公共交通・渋滞対策課</p> <p>(2) 現状 開始当初14カ所以上を条件としていたところ、本事業の運営主体であるOpenStreet株式会社の提案により、令和元年度末までに24カ所まで増設されました。</p> <p>(3) 対応方針 利用が見込まれる場所、要望のある場所等を市として検討し、また、継続して運営していくことができる内容であるか精査し、運営主体に提案していきます。</p>